

## 対象拡充！ 知らなきゃ損！ あの人にも教えてあげよう！

### 山梨県連の「技能資格取得助成制度」

山梨県建設組合連合会では平成21年度より、独自制度として[山梨県連技能資格取得助成制度]を発足・実施してきました。

この制度は、「熟練技能の継承により組合員の技術・技能の向上を図る」ことを主旨とし、併せて組合未加入の建設に従事する人達にも建設組合への加入を働きかける事を目的とし、対象の資格を取得した組合員に奨励金を交付しております。

平成24年度に規定の整備と制度の見直しを行い、「技能士」「建築士」「施工管理技士」資格を対象といたしました。組合員の皆様にもこの制度の目的を御理解いただき、自らの資格取得を目指すと同時に一緒に働く仲間にも周知していただけるようお願いいたします。

#### ○技能資格取得助成制度規定(抜粋/平成30年5月25日改訂)

1. 組合員の技術・技能の向上を図る事を目的とし、「技能士」「建築士」「施工管理技士」資格の取得を推進する。併せて組織拡大事業との連携を進める。
2. 県連加入組合員の全員・全職種を対象とする。
3. 組合員1人に対し1資格取得につき1回/5,000円を奨励金として支給する。
  - 上位資格を順次取得した場合は、合格の都度支給する。  
(例 3級⇒2級⇒1級)
  - 対象者が他職種の技能士資格を取得した時も同様とする。  
(例 大工⇒左官、板金⇒鉄骨等、塗装⇒防水)
4. 対象者は所定の奨励金交付申請書に必要事項を記入の上、資格取得を証明する書類(合格証書、合格通知書等の写し)を添えて県連に提出する。  
※県連は交付申請を確認後支給する。
5. 奨励金の交付は資格取得日から起算して1年以内に県連へ交付申請されたものを対象とする。  
※ただし、平成29年度中(2017年4月から2018年3月)に資格取得した者は、本助成規定の改定による特例措置として2019年12月末までに交付申請されたものを対象とします。
  - 資格取得日とは資格取得を証明する書類に記載がある日付とする。  
(例 平成30年6月15日に資格取得をした場合の原則の申請期限は平成31年6月14日までとなる)

※ 平成29年度技能検定に合格した方は既に申請を受け付けております。奨励金交付申請書及び対象資格の詳細等については、支部又は県連事務所までお問い合わせください。